

栃木県立烏山高等学校通学補助金の交付について

那須烏山市教育委員会事務局
学校教育課

那須烏山市では現在、烏山高等学校へ公共交通機関を利用して通学する生徒の通学費用の一部を補助金として交付しております。

交付対象は、栃木県立烏山高等学校通学補助金交付要綱（下記参考）のとおりです。

この要綱は令和 2 年 3 月 3 1 日に失効となり、令和 2 年度以降の入学者は補助金の交付対象となりません。

なお、要綱の失効にかかる経過措置として、令和元年度までに入学した生徒につきましては卒業する年度まで引き続き交付の対象となります。

参考

栃木県立烏山高等学校通学補助金交付要綱

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、路線バス、J R 等の公共交通機関の定期乗車券の購入に要した費用のうち、次の各号に掲げる生徒の区分に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 平成 26 年度から平成 29 年度までに烏山高校に入学した生徒 月額 5,000 円を超える部分の額

(2) 平成 30 年度又は平成 31 年度に烏山高校に入学した生徒 月額 7,500 円を超える部分の額

2 前項各号に規定する年度までに烏山高校に入学した生徒については、正規の修業年限を限度として補助金を支給するものとする。

321-0525

那須烏山市大金 240

那須烏山市教育委員会事務局

学校教育課 総務教育グループ

TEL 0287-88-6222